大阪府特別職報酬等審議会

第四回　会議資料

日時：平成27年8月3日

場所：大阪府公館

目次

[１．教育長の給料の額について 1](#_Toc426120907)

[（１）資料１　給料の額の改定案 1](#_Toc426120908)

[（２）資料２　都道府県の教育長の給料の額等の比較 3](#_Toc426120909)

[２．行政委員の報酬等の額について 4](#_Toc426120910)

[（１）資料３　平成23年審議会の意見具申のポイント 4](#_Toc426120911)

[（２）資料４　行政委員（常勤）の給料の額 6](#_Toc426120912)

[（３）資料５　行政委員（非常勤）の現行制度の検証 7](#_Toc426120913)

[（４）資料６　本府における行政委員（非常勤）の報酬等の状況 8](#_Toc426120914)

[（５）資料７　都道府県の行政委員の報酬等の額等の状況 13](#_Toc426120915)

# １．教育長の給料の額について

資料1

## （１）資料１　給料の額の改定案

■案

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **①給料の額に教育委員長の職責相当分を加算**・840,000円　⇒　864,000円＊算出方法・教育委員長と委員の職責差38,000円×4日－32,000円×4日＝24,000円・上記の加算840,000円＋24,000円＝864,000円**②1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・864,000円　⇒　880,000円＊算出方法・864,000円×（1＋1.66％）≒880,000円（千円単位四捨五入） |
| 年　収※1 | ・1,463万円（＋66万円）（参考）副知事との差　　　　　　　 ▲283万円　※2本庁部長級職員※3との差　　＋68万円　 ※4,6＋141万円　※5,6 |

※１　年収：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

※２　副知事の年収は、給料の額の1.66％引上げ改定を考慮後の額

※３　本庁部長級職員とは、一般職で最も給料等が高い職員

※４　勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額

※５　勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額

※６　勤勉手当の評価区分における加算割合は平成28年度（予定）で計算

資料1

■参考

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・840,000円　⇒　850,000円※算出方法・840,000円×(1＋1.66％)≒850,000円（千円単位四捨五入）【課題】・法制度の改正により教育長の職責が増すことを給料の額に反映しなくてよいか。 |
| 年　収※1 | ・1,413万円（＋17万円）（参考）副知事との差　　　　　　　 ▲332万円　※2本庁部長級職員※3との差　　＋19万円　 ※4,6＋91万円　 ※5,6 |

※１　年収：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

※２　副知事の年収は、給料の額の1.66％引上げ改定を考慮後の額

※３　本庁部長級職員とは、一般職で最も給料等が高い職員

※４　勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額

※５　勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額

※６　勤勉手当の評価区分における加算割合は平成28年度（予定）で計算

資料2

## （２）資料２　都道府県の教育長の給料の額等の比較



# ２．行政委員の報酬等の額について

資料3

## （１）資料３　平成23年審議会の意見具申のポイント

|  |
| --- |
| （「答申及び意見具申」（平成23年8月29日）より抜粋）■行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準について（意見具申）○行政委員の地位は原則として非常勤とされ、地方自治法上、非常勤職員の報酬は日額を基本とし、それ以外の支給方法は、条例による「特別の定め」が必要。○「特別の定め」をする場合とするかどうかについては、府民にとっての透明性や分かりやすさ、府行政委員の勤務の実情等を踏まえ、これまでの月額支給方式を日額支給方式に改め、勤務実績に応じて報酬を支給することが適当。○委員の報酬の日額は、常勤の行政委員の給料月額を1箇月の勤務日数で除した金額を基本とし、委員長の報酬日額は、現在の委員長と委員の報酬の月額の差を考慮。委員長　　　日額　38,000円委員　　　　日額　32,000円○従来、委員会または委員ごとに報酬額に差が設けられてきたが、委員会または委員の職務は、それぞれの分野で重要な意義を有しており、その価値に差異を設けることは望ましくないところから、一律に定めることが適当。○報酬の日額化に伴い、これまでの取り扱いとの均衡から月当たりの上限額を定め、その額は、月８日分の報酬額が適当。■意見具申についての考え方（１）行政委員報酬の性格①　行政委員は、原則として非常勤職員とされており（自治法§180の5⑤）、行政委員を含む非常勤職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に「勤務」に対する反対給付としての性格のみをもつ。②　勤務量＝勤務日数に応じて支給すべきもの。勤務の態様等により条例で月額等をもって支給できる（自治法§203の2②）。（２）行政委員の「勤務」の性格＝職務・職責①　委員会・委員は、執行機関として、条例等に基づく地方公共団体の事務を、自己の責任と判断において、誠実に管理し及び執行する義務を負う（自治法§138の2）。②　委員会は、法律の定めるところにより、条例等に違反しない限り、規則等を定めることができる（自治法§138の4②）③　当該委員会、委員の処分または裁決に関する行政事件訴訟について当該地方公共団体を代表する（自治法§192、§199の3③等）。（３）行政委員の活動の状況①　委員会の会議や委員の合議、公式の行事の回数については、行政委員会によりある程度差がある。 |

資料3

|  |
| --- |
| ②　会議の事前調整や個別事件の対応が相当件数みられる。特に委員長については件数が多い。③　会議等のほか、裁決、調停、あっせん等の起案を委員が自宅や自身の事務所等で行っている事例がみられる。④　各委員会から提出のあった資料から、委員一人あたりの月平均活動日数は、月に１０日を超え、常勤と変わらないようなケース（労働委員会会長：月13.8日）もあるが、全委員会平均では約５日であった。（平均4.6日）（４）行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準地方自治法の規定では、非常勤の行政委員の報酬は、日額支給が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、当審議会としても、これを支持したい。現在、行政委員には、常勤の者と非常勤の者がいるが、常勤であれ、非常勤であれ、その職務・職責は同一と考えられるので、非常勤行政委員の報酬日額は常勤行政委員の給料月額を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21日）で除した金額とするべきである。ただし、１週間あたり２日、月で８日以上の勤務になれば、常勤的な勤務と評価でき、このような場合は、これまでの取り扱いとのバランスを考慮して、月当たり８日勤務の場合に支給される金額を月あたりの支給の上限額とする。また、委員長については、現行の委員長と委員の月額報酬の差が、概ね２割であるところから、日額についても、また、月当たり上限額についても委員の２割増しとすることが適当である。日額の水準については、答申記載の知事等の給料の改定率の考え方の例によることとする。（計算式）・行政委員の報酬日額740,000円（常勤行政委員の給料月額）×（1‐0.1(知事の給料改定率）)÷21日＝32,000円（百円単位四捨五入）・行政委員の報酬の月あたり上限額32,000円×8日＝256,000円・委員長の報酬日額32,000円×1.2＝38,000円（百円単位四捨五入）・委員長の報酬の月あたり上限額38,000円×8日＝304,000円（５）報酬の特例減額について今回答申する報酬の額については、行政委員の職務と職責から判断したものであって、財政状況を踏まえた特例的な減額の必要性、減額をする場合の減額幅と期間等については、知事が自らの給料の対応を踏まえ、行政委員報酬に対しても必要な措置について検討いただき、府民の理解を得るように努めなければならない。 |

資料4

## （２）資料４　行政委員（常勤）の給料の額

①これまでの改定の考え方

常勤の行政委員については、他の特別職との均衡や改定状況を考慮し、本庁部長級職員の給与改定率を反映させる改定を行ってきたところである。

前回審議会においても、本庁部長級職員の給与改定率を基に改定を行っている。

この考え方を踏まえ、給料の額の改定を行うと、下記のとおりとなる。

■参考

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・常勤の代表監査委員等　※1820,000円　⇒　830,000円・常勤の委員　※1670,000円　⇒　680,000円＊算出方法・820,000円×（1＋1.66％）≒830,000円（千円単位四捨五入）・670,000円×（1＋1.66％）≒680,000円（千円単位四捨五入） |
| 年　収※2 | ・常勤の代表監査委員等1,379万円（＋17万円）（参考）行政委員会事務局長※3との差　＋14万円　 ※4,6＋85万円　 ※5,6・常勤の委員1,130万円（＋17万円）（参考）行政委員会事務局長※3との差　▲235万円　 ※4,6▲165万円　 ※5,6 |

※１　常勤の行政委員の給料の額は、人事委員会（委員長及び委員）と監査委員（代表監査委員及び委員）のみ条例に規定。

現在在籍しているのは、代表監査委員のみ。

※２　年収：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額等の端数は千円単位を四捨五入

※３　行政委員会事務局の一般職で最も給料等が高い職員

※４　勤勉手当の評価区分が第一区分（最も評価の高い区分）で計算した額

※５　勤勉手当の評価区分が第三区分（平均的な評価の区分）で計算した額

※６　勤勉手当の評価区分における加算割合は平成28年度（予定）で計算

資料5

## （３）資料５　行政委員（非常勤）の現行制度の検証

①府の行政委員の活動状況

○　日額化導入後の平成24年度から平成26年度の各行政委員の活動状況は概ね同傾向。平成24年度から平成26年度における1ケ月当たりの平均活動日数は「5.8日」。

公安委員会、労働委員会の一部の委員について、報酬月額の上限8日を超える活動状況が見られる。

【H24～26年度平均活動状況】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教委 | 人事 | 監査 | 公安 | 収用 | 選挙 | 労働 | 海区 | 内水面 | 全体 |
| 4.2 | 5.3 | 5.1 | 7.9 | 5.3 | 3.6 | 8.9 | 1.4 | 0.8 | 5.8 |

○個別委員の状況

公安委員会　…　最多　年間109日、1ヶ月14日（H26年度）

労働委員会　…　最多　年間203日、1ヶ月21日（H26年度）

②他府県における状況

〇　他府県における行政委員の報酬の支給方法をみると、月額制、月額と日額の併用制、日額制が、概ね同程度の割合となっている。

月額制：約33％　　併用制：約31％　　日額制：約34％

〇　府の現行の日額の水準は、都道府県の平均額を上回るが、大都市圏

の平均額と比較すると概ね同水準から低い水準となっている。

資料6

## （４）資料６　本府における行政委員（非常勤）の報酬等の状況

①平均的な報酬の支給状況及び活動状況



資料6

②行政委員の活動状況（一人当たり一月当たり平均日数等の状況）

○平成24年度から平成26年度の一人当たり一月当たり平均日数の総括表



資料6

○平成26年度



資料6

○平成25年度



資料6

○平成24年度



資料7

## （５）資料７　都道府県の行政委員の報酬等の額等の状況

①都道府県の行政委員（非常勤）の報酬の支給方法



≪支給方法の主な考え方≫

○月額制

・委員会出席日以外にも相応の実質的な勤務が必要であり、業務に必要な専門知識の習得、情報収集に努める必要もあることから、出席日数のみをもって評価することはできない

・恒常的かつ継続的に業務を行っている委員会については、月額制を採用。

○併用制

・執行機関の委員としての重要な職務や継続した職責を担っていること、会議の事前準備や調査研究など日数の算出が困難な活動を行っていること、その一方で、勤務日数に応じた報酬の支給を基本とする地方自治法の趣旨を踏まえ、会議や出張など日数が算出できる勤務は日額で措置。

○日額制

・仕事の対価としての報酬は仕事量に応じて支給するという報酬支給の原点に立ち返り、勤務日数に応じて支給することとする地方自治法の勤務日数に応じて支給するという規定に合致するよう設定。

・主たる審議案件が請求等外部要因に起因し、繁閑の差が大きく、出勤日数についても少ない委員会について採用。

資料7

②都道府県の行政委員の報酬等の額の比較

○教育委員会



資料7

○人事委員会



資料7

○監査委員



資料7

○公安委員会



資料7

○収用委員会



資料7

○選挙管理委員会



資料7

○労働委員会（会長及び公益委員）



資料7

○労働委員会（使用者委員及び労働者委員）



資料7

○海区漁業調整委員会



資料7

○内水面漁場管理委員会

